

新型コロナウイルス感染症と診断されたら



寝屋川市ホームページ「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」を必ずご覧ください。 ↑

★体調が悪化した場合や健康相談をしたい場合は、かかりつけ医または「大阪府自宅待機 SOS」電話番号 0570-055-221（24 時間受付）にご相談ください。

▼療養について

※健康観察アプリ HER-SYS（ハーシス）の自己入力による健康状況の報告をお願いします。

★65 歳以上の方は、基本、「宿泊療養」となります。病状により「入院」となる場合があります。

★64 歳以下の方は、基本、保健所からの連絡は入らず「自宅療養」となります。「宿泊療養」をご希望の方は、「大阪府自宅待機 SOS」電話番号 0570-055-221 へご連絡ください。

▼自宅における感染拡大防止対策等について

自宅内でも、会話する時はマスクをし、個室隔離（寝食の場所や時間を同居者と分ける）、タオルや食器を共有しない等の対策をお願いします。同居のご家族など（濃厚接触者）も、生活上最低限必要な場合を除き、外出は控えましょう。

※濃厚接触者：感染者（発症 2 日前から）と接触した人について、「距離」「時間」を中心に個々の状況から総合的に判断します。マスクの適切な使用や咳エチケットなどの感染予防を行わず、換気の悪い場所で、互いに手を伸ばして届く距離（1m 程度）で 15 分以上会話する、感染者と同居又は長時間の接触（車内を含む）等。

寝屋川市では、自宅療養期間中に配食を無料で提供しています。詳細は寝屋川市ホームページをご覧ください。ご希望の場合は、新型コロナウイルス感染症対策室にお申込みが必要です。

▼療養期間と解除について

※保健所から解除の連絡は入りません。

療養期間は、発症日（症状が出現した日）を 0 日とし、10 日間です。病状によって期間が延長される場合があります。（次ページのフローを参照ください）

※下記の基準を満たせば療養解除となります。陰性確認のための検査は行いません（医学的に不要）。

【療養解除の基準】

- 症状がある場合は、発症日から 10 日経過し、その間に症状が軽快（解熱剤を使用せずに、または飲み終わって解熱・咳・鼻水・のどの痛み・息苦しさなどが改善傾向）後、72 時間経過している。
- 無症状で陽性になった場合は、検体採取日（検査を受けた日）から 7 日間経過している。ただし、療養中に症状が出た場合は、その日を発症日とし、そこから 10 日間になります。

連絡先：寝屋川市保健所 新型コロナウイルス感染症対策室

平日 9 時から 17 時 30 分 072-829-1210（直通）

土日祝・夜間

050-3531-4455（夜間コールセンター）

新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ

～市保健所からの連絡や療養についてのフローチャート～

